

経営円滑化貸付のご案内

売上高などが減少している方に必要とする資金を融資します

1 融資対象者

県内で事業を営む中小企業者等で次の①から③のいずれかに該当する者

- ① セーフティネット（SN）保証5号^{*}の認定を受けた方
※売上高要件・創業者要件・原油高要件・利益率要件のいずれも対象です。
※SN保証5号の認定については、市役所・町役場の担当課にお問合せください。
- ② 最近3か月の売上高が前年同期に比べて5%以上減少している方
- ③ 創業後1年3か月未満であり、かつ最近1か月の売上高がその直前の3か月の月平均売上高に比べて5%以上減少している方

2 融資条件

融資利率	年1.45%（固定利率）
保証料率 （主な場合）	0.45%～1.90% ※SN保証5号利用の場合は0.80%
融資限度額	1億円
融資期間	10年以内（うち据置2年以内）
資金用途	運転資金及び借換資金（既往の兵庫県保証協会保証付融資及び県制度融資等からの借り換えに限る）
信用保証	融資対象者①の場合：必ず保証協会の保証を付ける 融資対象者②③の場合：原則として保証協会の保証を付ける （取扱金融機関が認める場合は不要）
申込書類等 （主なもの）	①信用保証委託申込書（兵庫県信用保証協会所定様式） ※保証協会の保証を付けない場合は、兵庫県中小企業融資申込書（様式第2号） ②SN保証5号の認定書（融資対象者①の場合） ③経営円滑化貸付売上高減少要件確認書（様式第7号）（融資対象者②の場合） ④経営円滑化貸付売上高減少要件確認書（様式第8号）（融資対象者③の場合） ⑤その他取扱金融機関または保証協会が必要と認める書類

3 ご利用・お申込み

ご利用・お申込みは、[県融資制度の取扱金融機関](#)へご相談ください。

- ※ 取扱金融機関の一覧は、[県ホームページ](#)に掲載しています。
- ※ 店舗によって取り扱っていない場合もありますので、事前に各店舗へご確認ください。
- ※ 取扱金融機関又は保証協会の審査により、融資を受けられない場合があります。
- ※ また、主な内容を記載しているため、これら以外の要件等がある場合もあります。

